最終更新日：2018年12月14日
明治機械株式会社
代表取締役社長 中尾　俊哉
問合せ先：取締役経営管理部長　小林　敏敬
証券コード：6334
https://www.meiji-kikai.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の意思決定を迅速かつ的確に行い、かつ経営の健全性と透明性を高めるうえで、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることが経営の重要課題と考えております。
また、急速な経営環境の変革に迅速に対応するための取締役会の運営や組織の構築が今後の課題と認識し、合理的で機能的な経営活動が企業価値を高めるものと考えております。
さらには、企業倫理の向上及び法令遵守等を社内に浸透させ、コンプライアンスの強化に努めるとともに、株主、顧客、一般社会を含む全てのステークホルダーの期待に応えることが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っております。当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の重要な資産形成に加え、当社の財政状況にも影響を与えることの重要性を十分に認識の上、運用機関より、定期的な運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理することとしております。原則が求める「適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組み」については、アセットオーナーとしての機能を発揮できるまで専門性をもった人材を確保できておりませんので、今後の課題といたします。

【補充原則4-2-1】インセンティブとして機能する報酬制度を設計
当社は、業績変動が大きく、長期的な業績に連動する報酬制度を採用することから、業績連動報酬は採用しておりません。また、自社株報酬も実施しておりませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】任意の諮問委員会（指名委員会・報酬委員会など）の設置
原則が求める「独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置」については、当社では、指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【原則5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表
当社では、今後、自社の資本コストも把握したうえで、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、必要に応じて、事業構造（事業ポートフォリオ）の見直しや新たな事業投資、設備投資及び人員育成への投資などの経営資源の配分計画を含む修正にチャレンジしていきます。しかしながら、新たな取り組みであることから、今後、一定の実効性を検証しながら進めていく方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3】資本政策の基本的な方針
当社は、持続的成長に向けて、質・量ともに充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を強化するとともに、資本効率性の向上を追求することにより、株主利益の最大化を目指すことを基本的な考え方といたします。
資金調達に関しましては、有利な条件で調達が可能な財務体質とすべく、有利子負債比率の削減を目指し、大型投資案件等による資金調達が必要となった場合には、経営動向や財務状況及び市場環境などを勘案して、最適な方法でタイムリーに実施することとしております。
株主の皆様への利益還元については、収益に対応した配当を行うことを基本方針とし、内部留保は企業体質の強化を図るとともに、将来的な事業展開を踏まえた事業資金等に用いるものとし、安定配当の維持ならびに内部留保の両面を勘案して決定する方針を採っております。当期につきましては、前期の46年ぶりの2円の復配から2円増配し、4円となりました。今後も安定配当を継続する所存であります。

【原則1-4】政策保有株式
1. 政策保有株式に関する方針
当社が政策保有目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としております。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がると考える場合において、政策保有株式を保有する方針としております。 原則が求める「個別の政策保有株式の保有に伴う便益やリスクが、資本コストに見合っているか等を具体的に精査の方法」については、今後の検討課題であると認識しております。

2. 政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など　及び検証の内容
当社では、毎年、保有株式ごとに、保有の結果が当社の企業価値を高め株主・投資家の皆様の利益に繋がると考えられるか、中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出につながるかの検討を行い継続保持するか縮減するかを検討しております。平成30年3月期においては、3銘柄の全数を売却し、4銘柄を継続としています。

3. 政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための具体的な基準
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等にお

ける当該議案には反対することとします。また、その他の議案においては、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断し、議決権の行使を行います。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がるものと考えております。

4. 政策保有株主からその株式の売却等の意向が示された場合
当社が発行する株式を政策保有目的で保有されている会社から、その株式の売却について意向が示された場合、縮減を妨げる示唆をすることは行わず、適切な対応をしてゆきます。

5. 政策保有株主との間での取引
政策保有株主との間での取引については、常に経済合理性を検証しつつ行っております。当社が政策保有目的で株式を保有する目的は、あくまで当社の企業価値を高め、株主・投資家の皆様の利益に繋がることであり、会社や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとし、利益相反取引の恐れのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行いたしております。
なお、当社は全ての役員に対して、年1回関連当事者間取引の有無について確認する調査を実施しております。

【原則3-1】情報開示の充実
1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は企業理念を制定し公表しております。　当社ホームページ（http://www.meiji-kikai.co.jp/corporate/philosophy/）に掲載しておりますのでご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、経営の意思決定を迅速かつ的確に行い、かつ経営の健全性と透明性を高めるうえで、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることが経営の重要課題と考えております。
また、急速な経営環境の変革に迅速に対応するための取締役会の運営や組織の構築が今後の課題と認識し、合理的で機能的な経営活動が企業価値を高めるものと考えております。
さらには、企業倫理の向上及び法令遵守等を社内に浸透させ、コンプライアンスの強化に努めるとともに、株主、顧客、一般社会を含む全てのステークホルダーの期待に応えることが重要であると考えております。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して定めております。取締役の報酬に関しては、株主総会で決議された額の範囲内で、独立社外取締役2名を含む取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員会の決議により決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役（監査等委員である取締役を含む）候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(1) 取締役（監査等委員である取締役を含む）候補者指名に当たっての方針と手続
取締役会を構成する経営陣幹部は、性別、国籍、等によらず、その知識と経験、能力を全体としてバランスよく備えた適正で候補者を選任するものとします。
取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者指名につきましては、企業経営に関する知識・経験、企業に関する法律的実務及び会計実務の知識、ならびに社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から、独立社外取締役2名を含む取締役会の決議により指名しております。
監査等委員である取締役の候補者指名につきましては、財務・会計に関するいずれかの知識、経験を有する他、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から、独立社外取締役2名を含む取締役会の決議により指名しております。
なお、社外取締役を候補指名する際は、その独立性を確保するため、以下のとおり選任基準を定めており、次のいずれの項目にも該当しないことを要件としております。
a. 当社グループの取締役、監査役及び監査等委員、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
b. 直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役及び監査等委員、従業員として在籍していた者
c. 当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
d. 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
e. 直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
f. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の相互派遣関係にある者
g. その他当社グループと重要な利害関係にある者
（※1）当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指す。
（※2）：弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指す。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を含む）の解任を行うに当たっての方針と手続
取締役会を構成する経営陣幹部の解任は、会社業績等の評価を踏まえ経営幹部がその機能を充分に発揮していないと認められる場合、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

5. 取締役（監査等委員である取締役を含む）の、個々の個々の選解任・指名についての説明
(1) 取締役（監査等委員である取締役を含む）の候補者については、株主総会招集ご通知に経歴、重要な兼務の状況を記載することとしております。

(2) 平成30年6月27日付で就任した当社取締役（監査等委員である取締役を含む）の指名理由は以下のとおりです。
中尾　俊哉
企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これまで経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に遂行してきました。迅速な意思決定とスピード感のある企業経営の実現を期待し、引き続き取締役候補として選任いたしました。

日根　年治
当社のプロパーとして、特に営業全般業務に精通し豊富な経験を有しており、また、経営企画部長としても経営戦略の立案と全社的な構造改革を推進いたしました。これらのことから、引き続き取締役候補として選任いたしました。

小林　敏敬
　金融関連業務に長く従事され、会計に関する専門的な知見を有し、かつ、経営幹部としての経験により、会社経営を統括する充分な見識を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、新たに取締役候補として選任いたしました。

小林　秀樹
　特に、工場運営・生産管理に係る豊富な経験と高い見識を有しており、企業経営の工場管理・生産・技術に係る意思決定と堅実な企業経営の実現を期待し、引き続き取締役候補として選任いたしました。

髙山　正大
　企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、迅速な意思決定とスピード感のある企業経営の実現を期待し、新たに取締役候補として選任いたしました。

畑野　一良　（監査等委員、社外）
　これまでの経営幹部としての経験により、会社経営を統括する充分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、新たに監査等委員である取締役候補として選任いたしました。

加藤　晃章　（監査等委員、社外）
　機械設備を製造、販売する事業会社に長く在籍し、当社の関係する市場に十分な知見を有し、かつ、経営幹部としての経験により、会社経営を統括する充分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、新たに監査等委員である取締役候補として選任いたしました。

(3) 平成29年6月28日付で就任した当社取締役（監査等委員である取締役を含む）の指名理由は以下のとおりです。
村田　秀和　（監査等委員）
　これまでの複数の会社の取締役や監査役を歴任しており、会社経営を統轄する充分な見識を有しておられることから、監査等委員としての役割・職務を果たせるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補として選任いたしました。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の明確化
　当社は、取締役会における決議事項を取締役会規程で定めており、法令、定款に規定された事項、株主総会に関する事項、決算に関する事項、役員に関する事項、株式に関する事項、経営管理に関する事項等の重要な意思決定について、取締役会の決議をもって決定することとしております。
　一方、今後、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図るため、取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、取締役に決定権限を委譲することを検討いたしております。

【補充原則4-1-3】取締役会の最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者計画への主体的な関与
　当社では現在、最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用は、経営理念や経営戦略を踏まえ適切に行われております。今後は、手続きの客観性・透明性を高めるための手続きについて、取締役会が主体的に関与する方策、後継者候補の育成計画の具体的な方策を検討をしてまいります。

【補充原則4-3-2】最高経営責任者（ＣＥＯ）の選任
　社長の選定にあたっては、会社の業績の評価を踏まえ、中長期的な企業価値の向上に貢献できるか否かの判断の下、経営理念や経営戦略を踏まえ、独立社外取締役2名を含む取締役会の決議により決定しております。

【補充原則4-3-3】最高経営責任者（ＣＥＯ）の解任
　社長を解任する必要が生じたときは、独立社外取締役を含む監査等委員会が、業績目標に対する定量面などを評価したうえで、取締役会への附議要否の審議を行い、その結果、取締役会に附議すべきという結論になれば、取締役会において、社長の解任に関する評価・決議を行います。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用
　当社は、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、独立社外取締役（社外監査等委員）を充分な員数として2名選任しております。両名とも当社の取締役に相応しい豊富な知識と高い見識を有しております。両名は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するようにその役割・責務を果たしており、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で取締役会における議決権の行使、経営方針及び経営改善についての助言、経営陣幹部の選解任、その他業務執行等に対する監視、監督活動を行なっております。
　独立社外取締役は、毎月１回開催する監査等委員会において、経営に関する意見交換を行っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
　当社の取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性について特定の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとし候補者を選任しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
　当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、経験、多様かつ高度なスキルを持った取締役・監査等委員で構成されることが必要であると考えております。
　社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。それぞれの知識・経験・能力を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行っております。
　また、当社は、取締役会による監督と監査等委員会による監査という二重のチェック機能を果たすため、取締役会での議決権を持つ社外取締役（社外監査等委員）が必要であり、高い独立性を有することが重要であると考えております。
　2018年６月27日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名は、当社以外で経営等に関してキャリアを積んだ者４名、当社でのキャリアを有する者１名で構成されております。また、監査等委員は３名で、当社以外で監査等に関してキャリアを積んだ非常勤の者１名と、独立性を有する非常勤の社外監査等委員２名で構成されております。取締役及び監査等委員は、計８名で構成されております。
　当該メンバーが、それぞれの知識・経験・能力を活かして議論を行い、法令上及び経営上の意思決定と業務執行の監督を行う体制となっております。

【補充原則4-11-2】取締役の兼任状況
　当社の取締役会は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めております。また、当社は、毎年の事業報告、有価証券報告書等で各取締役・監査等委員の重要な兼任状況について開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性について分析・評価
当社の取締役会は、社外取締役である監査等委員2名とそれ以外の監査等委員1名で構成される監査等委員会が、毎年1回、業務執行取締役に対し、業務執行状況を書面で直接確認する方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。
上記の結果の開示につきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、各取締役及び監査等委員に対し、自己啓発等を目的とした外部講習会等への参加を推奨しており、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っております。社外取締役（社外監査等委員）については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施してまいります。
当社の取締役及び監査等委員に対するトレーニングの方針は次のとおりであります。
a. 取締役又は監査等委員が新たに就任する場合には、経営者として習得しておくべき法的知識を含めた役割・責務、ならびに当社の事業内容・　経営理念・経営戦略の概要、財務や組織の状況、業界の動向、関連法令の改正等の説明や研修を行う。
b. 取締役又は監査等委員の就任後は、取締役及び監査等委員は各自で随時トレーニングを行い、外部講習等への参加を推奨する。
c. 取締役又は監査等委員のトレーニングの費用は、原則会社が負担する。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針
株主との建設的な対話に関する方針
1．基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供するとともに、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築することが基本的な考えであります。

2. IR体制
株主・投資家の皆様との対話につきましては、経営管理部担当役員が統括し、当該役員、経営管理部のIR担当者が担当いたします。IR担当者は株主との対話を充実させるため、各テーマごとに担当部署に情報提供を求め、各担当部署はIR担当者に協力しております。

3. 対話の方法
定時株主総会以外の対話の方法につきましては、株主総会終了後に開催する「株主懇談会」「取材対応」「個別面談」等であります。今後は、株主・投資家の皆様に対して、「決算説明会」「経営戦略、事業、商品等に関する説明会」等の実施を検討してまいります。その他、ホームページの専用ページに、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載することを検討しております。

4. 社内へのフィードバック
株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っております。

5. インサイダー情報及びサイレント期間
株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）伝達することはいたしません。なお、四半期毎の決算発表日前の期間は、決算情報に関する対話を控えることとしております。その他社内にインサイダー情報が発生する際には、情報管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本コンベヤ株式会社	1,926,200	16.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	356,900	3.13
インターネットウェア株式会社	322,400	2.83
エヌ・ティ・ティ・システム開発株式会社	284,000	2.49
株式会社テクノ・セブン	276,600	2.43
株式会社セコニック	227,500	2.00
シグマトロン株式会社	226,400	1.99
株式会社セコニックホールディングス	205,900	1.81
エヌ・ティ・ティ・システム技研株式会社	172,800	1.52
MUTOHホールディングス株式会社	138,400	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	TCSホールディングス株式会社　（非上場）

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社はTCSホールディングスであり、議決権所有分1.17%、間接所有分11.26%及び緊密な者又は同意している者の議決権所有割合は37.92%です。当社と親会社は、平成26年3月に資本業務提携契約を締結しました。当社は、産業機械関連事業及び太陽光関連事業並びに不動産管理事業をメイン事業としていますが、親会社は、不動産賃貸、株式の所有及び管理を主な事業としており、事業内容は異なります。当社は、当社独自の事業方針に基づき、事業運営を行い、一般取引先との取引拡大を進めています。当社は、親会社グループ会社との取引について、一般取引先と同様の条件で取引をおこなっています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畑野一良	その他											○
加藤晃章	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑野一良	○	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	これまでの経営幹部としての経験により、会社経営を統括する充分な見識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。
加藤晃章	○	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	機械設備を製造、販売する事業会社に長く在籍し、当社の関係する市場に十分な知見を持ち、かつ、経営幹部としての経験により、会社経営を統轄する充分な見識を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において適切な提言をしていただけることが期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、これは監査等委員である取締役（2名の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高い企業統治体制を構築することができるものとして現状の制度を採用しております。 当該体制を採用することにより、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えることができるものと認識しております。
また、当社は、現在の監査等委員会体制をもって十分にその職務を遂行できるものと考えており、監査等委員の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1．代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

【運用状況】
代表取締役にヒアリングを定期的に実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

2．当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

【運用状況】
子会社の取締役会（董事会）に当社の取締役ほかが出席し、監査等委員会は出席者及び子会社の監査役（監事）と適時情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

3．監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【運用状況】
監査等委員が監査室の内部監査に同伴し、当該内部監査の内容及び結果の報告を受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬は、経営内容、社員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において決定し、固定報酬のみとなっております。
当社の業況を踏まえ、まず、経営目標の達成が優先されるものと考えております。また、取締役へのインセンティブ付与の必要性は、高くないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役(監査等委員を除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる員数を記載し開示しております。(有価証券報告書は当社ホームページに記載しております。)
https://www.meiji-kikai.co.jp/doc/annual/143yuukasyouken.pdf

また、事業報告において、取締役(監査等委員を除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる員数を記載し開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、経営内容、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、固定報酬を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

1.取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告いたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決議稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
2.監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
3.内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保しております。
4.監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行っております。
5.監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。
6.子会社の取締役等及び使用人は当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行っております。
7.子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。
8.当社の総務部または監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〔取締役会〕
取締役会は8名の取締役(代表取締役社長1名)で構成され、原則毎月1回開催し、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

〔監査等委員会〕
監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されております。

〔監査室〕
内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に監査室(専任2名)を設置しております。

〔会計監査人〕
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査人法人元和を選任しております。また、会社法監査と金融商品取引法監査について、同監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。
業務執行をした公認会計士の氏名、継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
・指定社員　業務執行社員
山野井俊明　(監査法人元和)　継続監査年数6年
中川俊介　　(監査法人元和)　継続監査年数1年
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　3名
〔コンプライアンス委員会〕
会社において、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的として、定期的に開催しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、これは監査等委員である取締役（2名の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高い企業統治体制を構築することができるものとして現状の制度を採用しております。
また、当該体制を採用することにより、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えることができるものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の可能な限り早期発送を心掛けております。（発送日　今年6月12日、前年6月9日）
その他	株主総会終了後に「株主懇談会」を開催し、株主とコミュニケーションの場としております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、計算書類、連結計算書類または第2四半期（中間）事業報告書、有価証券報告書または四半期報告書、決算短信または四半期決算短信のほか、TDnetにより適時開示、また、EDINETにより開示した書類等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営管理部 IR担当役員：取締役経営管理部長 小林　敏敬 IR事務連絡担当者：取締役経営管理部長　小林　敏敬	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」「企業行動方針」において規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社は、企業の存立基盤である「企業理念」ならびに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点としております。

(ロ)取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

(ハ)監査等委員会は、法令、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施しております。

(ニ)取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はしておりません。

(ホ)内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

(ヘ)反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市況、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、ＣＳＲ・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じております。

(ロ)不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めることとしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行っております。

(ロ)取締役会の決定に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

(ハ)中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレークダウンした「部室重点目標（部室事業計画）」を策定し、進捗状況をチェックしております。

(ニ)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も、株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示しております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行っております。

(ロ)監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図っております。

(ハ)取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告しております。

(ニ)使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備しております。

6．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

a．当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させております。

b．当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会（董事会）に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報　について当社へ報告させております。

c．「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めております。

b．グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用しております。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行っております。

b．当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である総務部が行っております。

c．当社の監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．子会社の取締役（董事）は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告しております。

b．当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を必要としております。

c. 当社は、内部通報制度の規定を子会社に適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

7. 監査等委員会での職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

8. 監査等委員会への報告に関する体制
(イ)取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制
a. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告いたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。
b. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
c. 内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。
d. 監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行います。
e. 監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。
(ロ)当社の子会社の取締役等、監査等委員または監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行なうべき者その他これらに　　相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
a. 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
b. 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。
c. 当社の総務部または監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

9. 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備しております。

10. 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員がその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ)代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。
(ロ)当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。
(ハ)監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力による不当な要求に対しましては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレートガバナンス体制図】

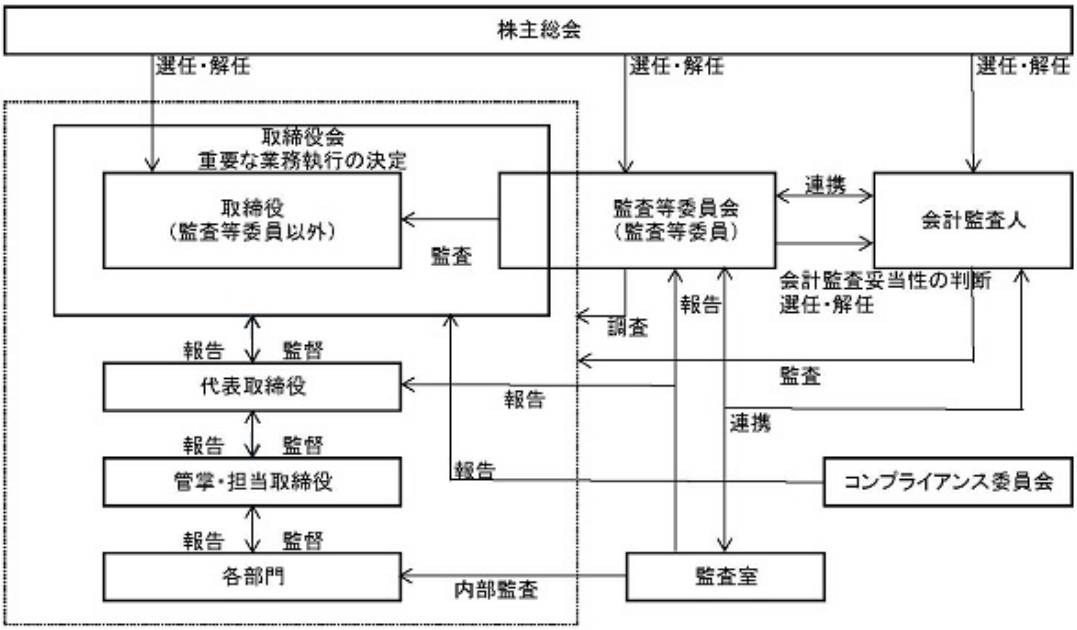

【適時開示体制図】

